「高齢者医薬品適正使用檢討会」開催要綱

1 目的

本検討会は、高齢者の薬物療法に関する安全対策を推進する上で、必要となる事項について調査・検討することを目的として開催する。

2 検討事項

高齢者の薬物療法の安全性確保のため、医薬品の安全性情報の提供のあり方等の 安全対策を推進するに当たって必要な事項。

3 構成員等

- (1) 本検討会は、別紙の構成員により構成する。
- (2) 本検討会に座長を置き、座長は、検討会の議事を整理する。 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する構成員がその職務を 代行することとする。
- (3) 本検討会は、必要に応じて、構成員以外の専門家及び有識者から意見を聴くことができる。
- (4) 検討会における検討に必要な特定の事項を調査・検討するために、本検討会の下で分科会を開催することができる。
- (5) 本検討会の構成員等は、議事にあたって知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 運営

- (1) 本検討会は、医薬・生活衛生局長が構成員等の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会は、知的財産権等に係る事項を除き原則公開するとともに、議事 録を作成し、構成員等の了解を得た上で公表する。
- (3) 本検討会の庶務は、医薬・生活衛生局医薬安全対策課が行う。
- (4) その他、必要な事項は、座長が検討会の了承を得てその取扱いを定める。